

2017年4月14日

全国信用金庫協会
会長 佐藤 浩二 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

貴会のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

2016年度の実質賃金が5年ぶりに増加に転じましたが、前年比でわずか0.7%であり、4年連続して引き下げられてきたため、わずかな増加ではその実感はありません。さらに原油高や円安で物価上昇の兆しが見られる中で、私たちの生活が楽になることはありません。そのような状況の中、2017年春闘では、労働者の生活改善に向けた大幅賃上げの実現が求められています。

マイナス金利政策の影響で、金融機関の経営は厳しくなっているといわれていますが、一昨年に実施された金融機関の預金保険料率引き下げによる負担軽減、また今年度もさらに軽減される分を労働者の処遇改善に向けることが求められています。

金融労連は、1月28日～29日の2日間、東京都内で開催された第11回中央委員会で、2017年春闘方針等を決定し、「生計費原則にもとづく賃金の大幅引き上げと格差の是正」「非正規労働者の雇用確保・労働条件改善と組織化」「パワハラをはじめ、全てのハラスメントの根絶」「奨学金返済負担の軽減」「労働時間の短縮」の5項目を重点課題として、持続可能な日本経済の実現と金融労働者の過酷な労働環境の改善に向けて、すべての労働者の賃上げと雇用の確保で内需主導の景気回復を実現しようと、今春闘に取り組んでいます。

地域経済に責任を担う金融機関が本来の役割を取り戻し、金融労働者の生活と権利を守り、明るく働きやすい職場の実現をめざす立場から貴会に以下のとおり要請しますので、全ての会員企業に周知・啓蒙していただくようお願い致します。

記

1. 労働組合の春闘要求に誠実に応え、全労働者に対して賃金の底上げ（ベースアップ）を実施するよう指導すること。

2. 「労働者が安心して働き続けられることができる社会を実現する」という、「労働契約法」「労働者派遣法」の改正の趣旨を踏まえ、「期間の定めのない」無期雇用契約への転換など非正規労働者の雇用確保に努めるとともに、正規雇用者との合理性のない差別の是正を図るよう指導すること。
3. 賃金・退職金の引き下げなしの65歳定年制を図ること。やむを得ず再雇用制度を導入する場合、希望者全員の雇用延長と年金支給開始まで定年時の賃金保障を行なうこと。金融機関の社会的・公共的使命に鑑み、2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」の早期解消を指導すること。
4. 労働者の尊厳と心身両面の健康を破壊するパワーハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶すること。また休業者に対する丁寧な職場復帰を行なうこと。ストレスチェックの実施にあたっては個人情報保護し、人事考課などに反映させないようにして実効性の確保に努めるよう指導すること。
5. 慢性残業・休日出勤の改善や昼休み・年次有給休暇の完全取得など、総実労働時間の短縮に向け、具体的な施策を進めること。

また、厚生労働省が1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守し、休日や就業時間外の研修、早朝清掃など労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう指導し、業界全体から不払い残業をなくすこと。

6. 金融商品取引法を遵守し、投資信託をはじめとした金融リスク商品のノルマ推進などをやめること。
7. 新たな融資や、返済条件変更の申し込みに対して、引き続き各金融機関が積極的に取り組み、厳しい経営環境が続く中小企業の経営支援に向けた金融円滑化を図ること。
8. 信用保証制度を形骸化する「見直し」を行わないよう、行政に働きかけること。
9. 過大な金利競争を行わないよう、業界内で「自主規制」すること。
10. 奨学金返済の負担軽減措置を、業界全体の問題として取り組むこと。
11. 個別金融機関が実施している給付型奨学金制度を拡充すること。
12. 高年齢者雇用安定法の趣旨に反する定年再雇用拒否で争う渡島信金に対して、中原委員長を早期に職場に戻し、争議の早期解決を図るよう、業界として厳しく指導すること。
13. 旧・武生信金が公益通報者2名を不当解雇した問題で、福井信金に対して争議の早期解決を指導すること。
14. パワハラで心の病に追い込まれた尾形さんを、職場復帰させずに解雇した大阪シティ信金に対して、争議の早期解決を指導すること。

以上